

綾瀬市農業人材力強化総合支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日23経営第3543号農林水産事務次官依命通知。）及び新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）。以下「実施要綱」という。）に基づき、本市が新規就農者に対して予算の範囲内において交付する綾瀬市農業次世代人材投資資金（以下「資金」という。）について、神奈川県農業人材力強化総合支援事業補助金交付要綱（平成24年8月3日付け就農第75号）、神奈川県農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年8月3日付け就農第76号。以下「県実施要綱」という。）及び綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「独立・自営就農」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 農地の所有権又は利用権を有していること
- (2) 主要な農業機械及び農業施設を自らが所有し、又は借りていること。
- (3) 自らの名義で生産物、生産資材等を出荷し、又は取引をすること。
- (4) 農産物等の売上げ及び経費の支出等の経営収支を自らの名義の通帳及び帳簿で管理すること。
- (5) 農業経営に関する主宰権を有していること。

(事業の内容)

第2条の2 この要綱において事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 経営開始資金
県実施要綱第3第2項に掲げる事業をいう。
- (2) 経営発展支援事業
県実施要綱第3第3項に掲げる事業をいう。

(経営開始資金の対象者)

第3条 経営開始資金の交付対象者（以下同条において「対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たしているものとする。ただし、世帯員のみで構成される法

人以外の農業法人を継承するものを除く。

- (1) 独立・自営就農時の年齢が原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについて強い意志を有していること。
- (2) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者であること。ただし、資金の交付期間中に同法第14条の5第2項に規定する認定の取消を受けた場合及び同条第3項に規定する認定の効力を失った場合を除く。
- (3) 農業経営の全部又は一部を継承する場合は、次のいずれにも該当すること。
 - ア 継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始する予定とすること。
 - イ 交付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者（土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。）と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であること。
- (4) 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画及び農業次世代人材投資資金申請が次に掲げる基準に適合していること。
 - ア 農業経営を開始してから5年後までに農業（農産物加工、直接販売等の関連事業を含む。）で生計が成り立つ計画であること。
 - イ 当該計画の達成が実現可能であると見込まれること。
 - ウ 親族から賃借した農地が主である場合にあっては、新規作物の導入、経営の多角化その他経営発展に向けた取組を行う計画であること。
- (5) 経営開始後5年以上経過している農業者と法人を共同経営する者でないこと。
- (6) 県実施要綱第2第5項に掲げる人・農地プランに中心となる経営体として位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれていること（以下「人・農地プランに位置づけられた者等」という。）。)
- (7) 新規に資金の交付を受ける者は青年等就農計画の承認申請時において、継続して資金の交付を受ける者は第6条の規定による申請時において、前年の世帯全体の所得が600万円以下であること。ただし、600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると市長が認める場合はこの限りではない。

- (8) 生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付を受けていないこと。
- (9) 県実施要綱第6の2に定めた日付け以降に農業経営を開始した者であること。
- (10) 国、県及び市の税金を滞納していないこと。
- (11) 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、当該施設について、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に参加している、又は加入することが確実と見込まれること。
- (12) 就農計画の農用地面積は、現時点で2反以上であり、原則として市内在住の新規就農者であること。
- (13) 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第4号に規定する暴力団員等でない者
（経営発展支援事業の対象者）

第3条の2 経営発展支援事業の交付対象者（以下同条において「対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たしているものとする。ただし、世帯員のみで構成される法人以外の農業法人を継承するものを除く。

- (1) 独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有していること。
- (2) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者であること。ただし、資金の交付期間中に同法第14条の5第2項に規定する認定の取消を受けた場合及び同条第3項に規定する認定の効力を失った場合を除く。
- (3) 青年等就農計画に農業次世代人材投資資金（経営発展支援事業）承認（変更承認）申請書（第2号様式）を添付したもの（以下、「経営発展支援事業計画等」という。）が次のいずれにも該当すること。
 - ア 農業経営を開始して5年後までに農業で生計が成り立つ計画であること。
 - イ 計画の達成が実現可能であると見込まれること。
- (4) 農業経営の全部又は一部を継承する場合は、次のいずれにも該当すること。
 - ア 継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始する予定であること。
 - イ 継承する農業経営の現状の所得、売上又は付加価値額を10%以上増加させる、又は生産コストを10%以上減少させる経営発展支援事業計画等であるこ

と。

- (5) 人・農地プランに位置づけられた者等であること。
- (6) 機械・施設の取得費用等について、交付対象者本人が金融機関から融資を受けること。
- (7) 市の税金を滞納していないこと。
- (8) 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第4号に規定する暴力団員等でない者。

（経営発展支援事業の助成対象）

第3条の3 第2条の2第2号の経営発展支援事業の助成の対象となる事業内容は、次に掲げる取組であって交付対象者が自らの経営においてそれらを使用するものであることとする。なお、個々の事業費は50万円以上とする。

- (1) 機械、施設等の取得、改良又はリース
- (2) 家畜の導入
- (3) 果樹・茶の新植・改植
- (4) 農地等の造成、改良又は復旧

（経営開始資金の交付金額及び期間）

第4条 経営開始資金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 交付期間1月につき1人当たり15万円（1年につき最大180万円）とする。
ただし、市外在住は交付期間1月につき1人当たり12.5万円（1年につき最大150万円）とする。
- 2 前項の交付金額の対象となる者であって、市内に住居を賃借しているものは、前項の交付金額に、住宅費の助成として限度額月5万円を併せて交付する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、夫婦で農業経営を開始し、次に掲げる条件を満たす場合は、交付期間1月につき夫婦合わせて、前項の住宅費助成額を除く額に1.5を乗じて得た額（1円未満は切捨て）を交付する。
 - (1) 当該夫婦が家族経営協定を締結しており、共同経営者であることが書面により定められていること。
 - (2) 主要な経営資産を夫婦で共に所有し、又は借りていること。
 - (3) 夫婦共に人・農地プランに位置づけられた者等であること。
- 4 交付額は、半年分又は1年分を単位とすることを基本とする。

5 交付期間は、最長3年間（経営開始から3年度目分まで）とする。

（経営発展支援事業の交付金額）

第4条の2 経営発展支援事業の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助対象事業費の上限額は、1,000万円（経営開始資金の交付対象者の場合は、500万円）とする。

(2) 夫婦で農業経営を開始し、次の要件を満たす場合は、夫婦合わせて、前号の補助対象上限額に1.5を乗じて得た額を上限額（1円未満は切捨て）とする。

ア 当該夫婦が家族経営協定を締結しており、共同経営者であることが書面により定められていること。

イ 主要な経営資産を夫婦で共に所有し、又は借りていること。

ウ 当該夫婦が家族経営協定を締結しており、共同経営者であることが書面により定められていること。

（サポート体制の整備）

第5条 市長は、（経営開始資金及び経営発展支援事業の交付対象者をいう。以下同じ。）対象者の「経営・技術」、「営農資金」、「農地」の各課題に対応できるよう、神奈川県農業技術センター、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等金融機関、農業委員会等の関係機関に所属する者及び中核的農業者等の関係者で構成するサポート体制を構築するものとする。また、同体制の中から、対象者ごとに「経営・技術」、「営農資金」、「農地」のそれぞれの専属の担当者（以下「サポートチーム」という。）を選任し、対象者の上記課題の相談先を明確にするものとする。

2 対象者が早期に経営を安定・発展させ、地域に密着していけるよう、サポート体制の関係者は次に掲げる(1)及び(2)について、サポートチームは次に掲げる(3)について行うものとする。

(1) 青年等就農計画等作成への助言及び指導

(2) 青年等就農計画等の承認申請があった場合、その内容についての審査への参加

(3) 第16条の就農状況の確認、助言及び指導

（資金の承認申請）

第6条 資金の交付を受けようとする者は、農業次世代人材投資資金（経営開始資金）承認（変更承認）申請書（第1号様式）又は農業次世代人材投資資金（経営発展支援事業）承認（変更承認）申請書（第2号様式）により、申請するものとする。

(農業次世代人材投資資金申請の承認)

第7条 前条の規定による申請があったときは、その内容について審査し、第3条又は第3条の2に規定する資金の対象者に該当すると認めるときは、予算の範囲内で農業次世代人材投資資金申請を承認する。この場合において、審査の結果を、農業次世代人材投資資金（経営開始資金）審査結果通知書（第3号様式）又は農業次世代人材投資資金（経営発展支援事業）審査結果通知書（第4号様式）により申請した者に通知する。

2 前項の審査に当たっては、綾瀬市農業再生協議会の意見を反映するものとする。

(農業次世代人材投資資金の変更承認申請)

第8条 前条第1項の規定による承認を受けた者（以下「受給者」という。）は、承認を受けた農業次世代人材投資資金の申請内容を変更しようとするときは、その変更について、農業次世代人材投資資金（経営開始資金）承認（変更承認）申請書（第1号様式）又は農業次世代人材投資資金（経営発展支援事業）承認（変更承認）申請書（第2号様式）により申請し、承認を受けるものとする。ただし、追加の設備投資を必要としない程度の経営面積の拡大、品目ごとの経営面積の増減その他の軽微な変更の場合は、この限りでない。

2 前項の規定により変更の承認申請があったときは、第7条の規定を準用する。

(資金の交付申請)

第9条 経営開始資金の受給者は、農業次世代人材投資資金（経営開始資金）交付申請書（第5号様式）により、資金の交付を申請するものとする。この場合において、交付基準日は毎年4月1日及び10月1日とし、資金支払方法は半年分又は1年分を単位で行うものとする。ただし、経営開始後1年を経過して申請したときは、既に経過した年数分は交付の対象としない。

2 経営発展支援事業の受給者は、農業次世代人材投資資金（経営発展支援事業）交付申請書（第6号様式）により、資金の交付を申請するものとする。

(資金の交付決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容について審査し、適当と認めたものについて、資金の額を決定する。この場合において、市長は、補助に条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定により資金の額を決定したときは、農業次世代人材投資資金

(経営開始資金) 交付決定通知書(第7号様式)又は農業次世代人材投資資金(経営発展支援事業) 交付決定通知書(第8号様式)により通知するものとする。

3 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期日は、決定通知を受けた日から10日を経過する日までとする。

(資金の交付請求)

第11条 受給者は、農業次世代人材投資資金(経営開始資金) 交付請求書(第9号様式)又は農業次世代人材投資資金(経営発展支援事業) 実績報告書兼交付請求書(第10号様式)により、資金の交付を請求するものとする。

(資金の受給中止の届出)

第12条 経営開始資金の受給者は、資金の受給を中止するときは、受給中止届(第11号様式)を提出するものとする。

(資金の交付の中止)

第13条 受給中止届の提出があったとき又は受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、資金の交付を中止又は休止する。

- (1) 第3条又は第3条の2に規定する対象者に該当しなくなったとき
- (2) 農業経営を中止し、又は休止したとき
- (3) 就農状況報告期日までに提出しなかったとき
- (4) 就農状況の確認により、適切な農業経営を行っていないと市長が判断したとき
- (5) 実施要綱の別記2の第10の3に規定する国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しないとき
- (6) 前年の世帯全体の所得が600万円を超えた場合(その後、世帯全体の所得が600万円以下となった場合は、翌年から交付を再開することができる。)。ただし、当該所得が600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると市長が認める場合に限り、交付を可能とする。

(就農の休止届及び再開届)

第14条 経営開始資金の受給者は、病気、災害その他やむを得ない理由により就農を休止するときは、就農休止届(第12号様式)を市長に提出するものとする。

2 前項に提出する就農休止届を提出した受給者が就農を再開するときは、経営再開届(第13号様式)を市長に提出するものとする。

3 受給者(第6条第3項に規定する夫婦で農業経営を行う妻を除く)が妊娠・出産

又は災害により就農を休止する場合は1回の妊娠・出産につき最長3年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、交付期間を延長することができるものとする。この場合、前項の経営再開届（第13号様式）と合わせて第8条の手続きに準じて青年等就農計画等の交付期間の変更を申請する。

（状況報告）

第15条 経営開始資金の状況報告は次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 経営開始資金の受給者は、交付期間中、毎年1月及び7月の末日までにその直近6か月の就農状況報告書（経営開始資金）（第14号様式）を提出するものとする。

また、交付期間終了後5年間、毎年7月末及び1月末までにその直近6か月の作業日誌（第15号様式）を提出するものとする。

(2) 交付期間終了後5年間の間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農後1か月以内に離農届（第16号様式）を提出するものとする。

(3) 経営開始資金の受給者は、交付期間内及び交付期間終了後5年間に氏名、居住地や電話番号等を変更したときは、変更後1か月以内に住所等変更届（第17号様式）を提出するものとする。

2 経営発展支援事業の状況報告は次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 経営発展支援事業の受給者は、事業実施年度の翌年度から市が作成する経営発展支援事業計画等に定めた目標年度の翌年度まで、毎年1月及び7月の末日までにその直近6か月の就農状況報告書（第18号様式）を提出するものとする。ただし、同条第1項第1号の規定により報告書を提出している場合は、本報告を行ったものとみなす。

(2) 経営発展支援事業の受給者は、実績報告後に就農する場合は、就農後1か月以内に就農届（第19号様式）を提出するものとする。

(3) 交付期間終了後5年間の間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農後1か月以内に離農届（第16号様式）を提出するものとする。

(4) 経営発展支援事業の受給者は、市が作成する経営発展支援事業計画等に定めた交付期間内に氏名、居住地や電話番号等を変更したときは、変更後1か月以内に住所等変更届（第18号様式）を提出するものとする。ただし、1の(3)により住所等変更届を提出している場合は、本報告を行ったものとみなすことができる。

(5) 経営発展支援事業の受給者は、予定の期間内に事業が完了しない場合、事業の遂行が困難となった場合又は本事業により導入した機械・施設等の耐用年数が残存する間に使用が困難となった場合は、その旨を市長に速やかに報告すること。

(就農状況の確認)

第16条 市長は、前条第1項第1号及び前条第2項第1号の規定による就農状況報告書の提出を受けたときは、サポートチームと協力して受給者の経営状況と課題を受給者とともに確認し、適切な指導を行うものとする。

2 前項の規定による確認は、就農状況確認チェックリスト（第20号様式）により、次のとおり行うものとする。

(1) 受給者への面談により、経営開始計画及び経営発展支援事業計画等の達成に向けた取組状況を確認すること。

(2) ほ場について、次に掲げる事項について確認すること。

ア 耕作すべき農地が遊休化されていないこと。

イ 農作物を適正に生産していること。

(3) 次に掲げる書類を確認する。

ア 作業日誌

イ 帳簿

(資金の返還)

第17条 経営開始資金の受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める資金を返還するものとする。ただし、病気、災害その他やむを得ない理由があると認められたときは、この限りでない。

(1) 第13条各号のいずれかに該当した時点が、既に交付した資金の交付対象期間であるとき 残りの対象期間の月数分（該当した月を含む。）の資金

(2) 虚偽の申請、報告又は届出を行ったとき 資金の全額

(3) 交付期間（休止等、実際に交付を受けなかった期間を除く。）と同期間、同程度の営農を継続しなかったとき 営農を継続しなかった期間（月単位）を交付期間（月単位）で除した値を交付済みの資金の総額に乗じた額を返還する。

(資金の返還免除)

第18条 経営開始資金の受給者は、病気、災害その他やむを得ない理由により資金の返還の免除を受けようとするときは、返還免除申請書（第21号様式）により申

請するものとする。

(返還免除申請の承認)

第19条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容について審査し、その結果について、返還免除審査結果通知書（第22号様式）により申請した者に通知する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年8月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の綾瀬市新規就農者確保支援事業給付金交付要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月22日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 改正前の綾瀬市農業人材力強化総合支援事業補助金交付要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例による。

ただし、第1号様式から第22号様式までについては、改正後の同要綱を適用する。

第1号様式（第6条・第8条関係）

農業次世代人材投資資金（経営開始資金）承認（変更承認）申請書

年 月 日

住所

氏名

1 メールアドレス

--

2 農業を始めようと思った理由

--

3 「人・農地プラン」への位置づけ

集落又は地域名等		<input type="checkbox"/> 位置付けられてる
		<input type="checkbox"/> 位置付けられる見込み

4 交付期間（経営開始型）

年 月 日	～	年 月 日
-------	---	-------

5 過去の研修等の経験（準備型交付期間）

年 月 日	～	年 月 日
-------	---	-------

6 その他 ※1

生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付	<input type="checkbox"/> 給付されている
	<input type="checkbox"/> 給付されていない
前年の世帯全体の所得	万円
前年の世帯船体の所得が600万円を超えているにもかかわらず資金交付が必要な理由（超える場合のみ記入）	
備考	

添付書類

- 別添 1 収支計画
- 別添 2 誓約書
- 別添 3 履歴書
- 別添 4 離職票の原本(離職票が提出可能な場合)
- 別添 5 経営を開始した時期を証明する書類(農地等の経営資産の取得時期がわかる書類等)
- 別添 6 経営を継承する場合は、従事していた期間が5年以内であることを証明する書類(過去の経歴を証明する書類(就業証明書、卒業証明書、住民票(遠隔地に住んでいた場合)の写しなど)
- 別添 7 農地及び主要な農業機械・施設の一覧及び契約書等の写し
- 別添 8 通帳の写し
- 別添 9 前年の世帯全員の所得を証明する書類(源泉徴収票、所得証明書等)
前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付
- 別添 10 身分を証明する書類(運転免許証、パスポート等の写し)

別添1

収支計画

		計	画	計	画	計	画	計	画	計	画						
		1	年	目	2	年	目	3	年	目	4	年	目	5	年	目	
農 業 収 入	(作目)	経営規模															
		生産量															
		売上高															
	(作目)	経営規模															
		生産量															
		売上高															
	(作目)	経営規模															
		生産量															
		売上高															
	その他																
	農業次世代人材投資資金※																
	収入計①(資金を除く)																

		計	画	計	画	計	画	計	画	計	画					
		1	年	目	2	年	目	3	年	目	4	年	目	5	年	目
農 業 経 営 費	原材料費															
	減価償却費															
	出荷販売経費															
	雇用労賃															
支出計②																
【参考】設備投資 (内容、金額)																

所得計① - ②																
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※既に農業経営を開始している場合は実績を記載
 ※夫婦共同経営の場合は、これらの額の1.5倍。

別添2

年 月 日

(宛先) 綾瀬市長

申請者 住 所
氏 名
(生年月日: 年 月 日)

誓 約 書

私は、綾瀬市農業人材力強化総合支援事業補助金交付要綱の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。
なお、同要綱の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを（※保証人の署名、捺印を添えて）誓約します。

※
保証人 住所
氏名 印
保証人 住所
氏名 印
(保証人氏名は自署すること。)

※保証人を立てる場合は記載する。なお、交付対象者が未成年の場合は、必ず保証人を立てること。

第2号様式（第6条・第8条関係）

農業次世代人材投資資金（経営発展支援事業）承認（変更承認）申請書

年 月 日

住所

氏名

1 成果目標の取組み

※実施する項目に○を記載してください。

No.	項目	実施	
1	研修	① 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目を含む研修を概ね1年以上（概ね1,200時間以上）受けている	
		② 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目について研修を概ね1年以上（概ね1,200時間以上）受けている	
		③ ①②に加え、販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修を受けている	
2	サポート体制	① 地域サポート計画が策定されている	
		② ①に加え、普及指導センターの普及指導活動の対象者として選定されている	
		③ ①の地域サポート計画の支援分野の全てについて、担当機関・部署が明確になっている	
3	経営管理の合理化	① 圃場等に農作業の記録（施肥量、農薬散布量、作業時間等）を毎日つける	
		② ①に加え、青色申告を実施する	
		③ ②に加え、GAP認証（第三者認証）を取得する	

4	所得	① 所得目標が250万円又は継承する経営の直近所得から1割増の額のうちいずれか高い額（A）となっている	
		② 所得目標が（A）の額から2割以上増の額となっている	
		③ 所得目標が（A）の額から4割以上増の額となっている	
5	家族経営協定を書面で締結している		
6	農業版事業継続計画（BCP）を策定している		
7	データを活用した農業を実践する		
8	農業経営を法人化する		
合計			

※目標として行う項目（No.3、4、7及び8）については、事業実施年度の4年後の年度までに行うこととし、実施予定年度を併せて記載すること。

第3条の2第4項イの場合

目標とする取組	現状（年）	目標（年）
<input type="checkbox"/> 所得の10%以上増加		
<input type="checkbox"/> 売上の10%以上増加	円	円
<input type="checkbox"/> 付加価値額の10%以上増加	(割合 %)	(割合 %)
<input type="checkbox"/> 生産コストの10%減少		

2 事業概要

別添のとおり

事業着工（予定） 年 月 日

事業完了（予定） 年 月 日

※3以降については、経営開始資金の交付を受ける場合は、「第1号様式」を添付した場合に記入等は不要とする。

3 メールアドレス

--

4 農業を始めようと思った理由

--

5 「人・農地プラン」への位置づけ

集落又は地域名等		<input type="checkbox"/> 位置付けられてる
		<input type="checkbox"/> 位置付けられる見込み

6 経営開始資金又は農業次世代人材投資事業（経営開始型）の交付の有無

交付を	<input type="checkbox"/> 過去に受けていた	<input type="checkbox"/> 現に受けている
	<input type="checkbox"/> 受ける見込み	<input type="checkbox"/> 受けない

7 就農準備資金又は農業次世代人材投資事業（準備型）の交付の有無

交付を	<input type="checkbox"/> 過去に受けていた	<input type="checkbox"/> 現に受けている
	<input type="checkbox"/> 受ける見込み	<input type="checkbox"/> 受けない

8 過去の研修等の経験

研修先		期間	年 月 日～ 年 月 日
-----	--	----	-----------------

年 月 日

様

綾瀬市長

農業次世代人材投資資金（経営開始資金）審査結果通知書

綾瀬市農業人材力強化総合支援事業補助金交付要綱 第7条・第8条の規定により
農業次世代人材投資資金（経営開始資金）承認申請の審査結果について次のとおり通
知します。

1 決定区分

農業次世代人材投資資金（経営開始資金）承認申請を
承認します ・ 承認しません

氏名	住所	備考

2 承認しない場合の理由

年 月 日

様

綾瀬市長

農業次世代人材投資資金（経営発展支援事業）審査結果通知書

綾瀬市農業人材力強化総合支援事業補助金交付要綱 第7条・第8条の規定により
農業次世代人材投資資金（経営発展支援事業）承認申請の審査結果について次のとおり
通知します。

1 決定区分

農業次世代人材投資資金（経営開始資金）承認申請を
承認します ・ 承認しません

氏名	住所	備考

2 承認しない場合の理由

第5号様式（第9条関係）

農業次世代人材投資資金（経営開始資金）交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住所

氏名

綾瀬市農業人材力強化総合支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により農業次世代人材投資資金の交付を申請します。

また、資金の交付に当たり、市が保有する税務等の情報により、市税等の納税状況を確認することを承諾します。

なお、暴力団員でないことを確認するため、本様式及び綾瀬市農業人材力強化総合支援事業補助金交付要綱第6条の規定により提出した農業次世代人材投資資金（経営開始資金）承認（変更承認）申請書に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

交付期間	年 月 日	～	年 月 日
今回申請する資金の対象期間	年 月 日	～	年 月 日
前年の総所得※1 被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額（※2）を記載		(ア)	円
今年の交付金額※3（150万円） 市内在住に限り30万円を加える。 さらに、市内に居住の賃借者に限り住宅費を助成する。		(イ)	円
今回の交付申請額			円
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付	<input type="checkbox"/> 給付されている	<input type="checkbox"/> 給付されていない	

※1 本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母を世帯とする所得が600万円以下であること

※2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から、被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額

※3 夫婦で受給している場合、この額の1.5倍を記載すること

資金の振込口座

フリガナ			
口座名義人			
金融機関コード	支店コード		
金融機関名	支店名		
預金種目	口座番号		

添付書類※

前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書、前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合は税務署等が受理した確定申告書の写し等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、生活費確保の観点から資金を必要とする理由を書面で提出するとともに、当該事情の根拠書類を添付。

第6号様式（第9条関係）

農業次世代人材投資資金（経営発展支援事業） 交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住所

氏名

綾瀬市農業人材力強化総合支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により農業次世代人材投資資金の交付を申請します。

また、資金の交付に当たり、市が保有する税務等の情報により、市税等の納税状況を確認することを承諾します。

なお、暴力団員でないことを確認するため、本様式及び綾瀬市農業人材力強化総合支援事業補助金交付要綱第6条の規定により提出した農業次世代人材投資資金（経営発展支援事業）承認（変更承認）申請書に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

交付申請額	円
-------	---

資金の振込口座

フリガナ			
口座名義人			
金融機関コード		支店コード	
金融機関名		支店名	
預金種目		口座番号	

第7号様式（第10条関係）

年 月 日

様

綾瀬市長

農業次世代人材投資資金（経営開始資金）交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった農業次世代人材投資資金（経営開始資金）交付申請書については、綾瀬市農業人材力強化総合支援事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により次のとおり交付します。

交付決定額 金 円

【交付決定額の内訳】

負担区分	金額（円）
県補助金	
市町村費	
合計	0

第8号様式（第10条関係）

年 月 日

様

綾瀬市長

農業次世代人材投資資金（経営発展支援事業）交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった農業次世代人材投資資金（経営発展支援事業）交付申請書については、綾瀬市農業人材力強化総合支援事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により次のとおり交付します。

交付決定額 金 円

第9号様式（第11条関係）

農業次世代人材投資資金（経営開始資金） 交付請求書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住所

氏名

年 月 日付交付決定のありました農業次世代人材投資資金について、綾瀬市農業人材力強化総合支援事業補助金交付要綱第11条の規定により請求します。

1 補助事業等の名称	農業人材力強化総合支援事業
2 補助金等の名称	農業人材力強化総合支援事業補助金
3 補助金等の交付決定額	円
4 既交付額	円
5 今回請求額	円
6 未交付額（不用額）	円
7 添付書類	交付決定通知書の写

資金の振込口座

フリガナ			
口座名義人			
金融機関コード		支店コード	
金融機関名		支店名	
預金種目		口座番号	

第10号様式（第11条関係）

農業次世代人材投資資金（経営発展支援事業）実績報告書兼交付請求書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住所

氏名

年 月 日付交付決定のありました農業次世代人材投資資金について、綾瀬市農業人材力強化総合支援事業補助金交付要綱第11条の規定により請求します。

区分	事業に要した 経費 (A+B+C+D)	負担区分				備考
		国庫 助成金 (A)	都道府県 負担金 (B)	その他 (C)	自己負担 (D)	
		円	円	円	円	
計						

※ 区分の欄は、支援により行った取組を記載する。

（注）備考欄には消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

第11号様式（第12条関係）

受 給 中 止 届

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住 所

氏 名

農業次世代人材投資資金の受給を中止しますので、綾瀬市農業人材力強化総合支援事業補助金交付要綱第12条の規定により中止届を提出します。

中 止 日	年 月 日
中 止 理 由	

第12号様式（第14条関係）

就 農 休 止 届

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住 所

氏 名

就農を休止しますので、綾瀬市農業人材力強化総合支援事業補助金交付要綱第14条第1項の規定により休止届を提出します。

休 止 予 定 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
休止理由及び再開の見込み	

添付書類

- ・母子手帳の写し（妊娠・出産により休止する場合）
- ・被災証明等被災が確認できる書類（災害により休止する場合）

第13号様式（第14条関係）

経営再開届

年 月 日

（宛先） 綾瀬市長

住 所

氏 名

就農を再開しますので、綾瀬市農業人材力強化総合支援事業補助金交付要綱第14条第2項の規定により経営再開届を提出します。

休 止 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
経 営 再 開 日	年 月 日
交 付 残 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日

第14号様式（第15条関係）

就農状況報告（経営開始資金）

経営開始 年目・交付開始 年目 前半・後半（ ～ 月分）

※「交付開始 年目」は、交付が終了した後は「交付終了後 年目」とする。

年 月 日

（宛先） 綾瀬市長

住所

氏名

綾瀬市農業人材力強化総合支援事業補助金交付要綱第15条第1項の規定により就農状況報告を提出します。

1 就農時期

年 月 日就農

2 営農実績報告

作物・部門名		作付面積(a)・飼養頭数(頭)等	
合計			
家族労働力	氏名	年齢・続柄等	年間農業従事日数
雇用労働力	(人/日)		

3 経営規模の報告

経営耕地	区分	面積 (a)	
	所有地		
	借入地		
作業受託	作業目	作業内容	実績

4 前年の総所得（* 7月の報告の際のみ資金を除いた額を記載する）

	万円
--	----

5 農業経営基盤強化準備金（どちらかにチェックする。）

<input type="checkbox"/>	積み立てている
<input type="checkbox"/>	積み立てていない

※ 農業者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、「農業経営基盤強化準備金」として積み立てた場合、この積立額について、個人は必要経費に、法人は損金に参入できる制度。

6 地域のサポート体制について

	専属担当者 (経営・技術)	専属担当者 (営農資金)	専属担当者 (農地)
氏名又は 職名			

相談実績又は今後相談したいことについて

--

7 報告対象期間における交流会への参加について（どちらかにチェックする。）

<input type="checkbox"/>	参加した	<input type="checkbox"/>	参加した回数	<input type="checkbox"/>	回
<input type="checkbox"/>	参加しなかった				

交流会の内容 (対象者、実施内容など)	
------------------------	--

8 農業共済その他の農業関係の保険への加入状況について（どちらかにチェックする。）

	加入している
	加入していない

（「加入している」にチェックした場合は以下も記入する。）

加入している農業共済等の名称	
----------------	--

9 計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組

計画達成に向けた課題	改善策 (課題解決に向けた改善策を具体的に記入)	改善策の取組状況等 (改善策の取組状況、結果及び課題の解決状況を具体的に記入)

添付書類

- 1 作業日誌の写し
- 2 決算書及び確定申告時の青色申告決算書（白色申告者は、収支内訳書）の写し（7月の報告の際のみ添付する。）
※ 経営開始型の交付期間のみ添付する。
- 3 通帳及び帳簿の写し
- 4 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、契約書等の写し
（2回目以降の報告の際は既に提出している契約書の写しは省略することができる。）※親族からの農地が主で独立・自営就農し、農地の所有権を移転した場合は農地の契約書等の提出が必要。
- 5 農業経営改善計画又は青年等就農計画認定書の写し
- 6 前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）
※ 様式の2、3及び別添2の内容について、基盤強化法の基本要綱に基づく農業経営指標による自己チェックを提出している場合は、そのチェック表を添付することで、記載を省略することができる。

別添1

作業日誌

	作	業	内	容	作	業	時	間
月	1	日						
月	2	日						
月	3	日						
月	4	日						
月	5	日						
月	6	日						
月	7	日						
月	8	日						
月	9	日						
月	10	日						
月	11	日						
月	12	日						
月	13	日						
月	14	日						
月	15	日						
月	16	日						
月	17	日						
月	18	日						
月	19	日						
月	20	日						
月	21	日						
月	22	日						
月	23	日						
月	24	日						
月	25	日						
月	26	日						
月	27	日						
月	28	日						
月	29	日						
月	30	日						
月	31	日						
					合	計		

決 算 書 (令和 年)

			計 画	実 績	実 績 / 計 画
			a	b	b/a
農 業 収 入	(作目)	経営規模			
		生産量			
		売上高			
	(作目)	経営規模			
		生産量			
		売上高			
	(作目)	経営規模			
		生産量			
		売上高			
	その他				
経 営 開 始 資 金					
収 入 計 ① (資金を除く)					
収 入 計 ② (資金を含む)					

			計 画	実 績	実 績 / 計 画
			a	b	b/a
農 業 経 営 費	原 材 料 費				
	減 価 償 却 費				
	出 荷 販 売 経 費				
	雇 用 労 賃				
支 出 計 ③					
【参考】設備投資 (内容、金額)					

農業所得計④ = ① - ③					
農外所得⑤		総所得 (資金含む) ② - ③ + ⑤			

第15号様式（第15条関係）

作業日誌（交付終了後 年目 前半・後半（～ 月分））

年 月 日

（宛先） 綾瀬市長

住所

氏名

綾瀬市農業人材力強化総合支援事業補助金交付要綱第15条第1項の規定により作業日誌を提出します。

	作 業 内 容	作 業 時 間
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
	合 計	

添付資料

- ・確定申告書類又は所得証明書の写し（7月の報告の際のみ添付する。）
- ・農地の一覧及び農地の権利設定の状況が確認できる書類（変更がある場合）

第16号様式（第15条関係）

離農届

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住所

氏名

農業経営を中止し、離農しますので、綾瀬市農業人材力強化総合支援事業補助金交付要綱第15条第1項第2号（第2項第3号）の規定により離農届を提出します。

離農日

年 月 日 離農

添付書類

- 1 廃業届
- 2 経営資産の売却日の証明書
- 3 生産物の最終出荷日がわかる伝票 等

第17号様式（第15条関係）

住所等変更届

年 月 日

（宛先） 綾瀬市長

住 所

氏 名

綾瀬市農業人材力強化総合支援事業補助金交付要綱第15条第1項第3号（第2項第4号）の規定により住所変更届を提出します。

変 更 前	住 所 〒 電話番号
変 更 後	住 所 〒 電話番号
住 所 を 変更した日	年 月 日

第18号様式（第15条関係）

就農状況報告（経営発展支援事業）

事業実施後〇年目（〇月分）

年 月 日

（宛先） 綾瀬市長

住所

氏名

綾瀬市農業人材力強化総合支援事業補助金交付要綱第15条第2項第1号の規定により就農状況報告を提出します。

1 成果目標の取組

※実施済みの項目に○を記載してください。また、選択していない項目に－を記載してください。

No.	項目	実施
1	① 圃場等に農作業の記録（施肥量、農薬散布量、作業時間等）を毎日つける	
	② ①に加え、青色申告を実施する	
	③ ②に加え、GAP認証（第三者認証）を取得する	
2	データを活用した農業を実践する	
3	農業経営を法人化する	
合計		

2 第3条の2第1項第4号イの場合

目標とする取組	現状（年）	目標（年）
<input type="checkbox"/> 所得の10%以上増加		
<input type="checkbox"/> 売上の10%以上増加	円	円
<input type="checkbox"/> 付加価値額の10%増加	（割合： %）	（割合： %）
<input type="checkbox"/> 生産コストの10%減少		

※ 3以降については、経営開始資金の交付を受ける場合は、「第1号様式」を添付した場合に記入等は不要とする。

3 営農実績報告

作物・部門名		作付面積(a)・飼養頭数(頭)等	
合計			
家族労働力	氏名	年齢・続柄等	年間農業従事日数
雇用労働力	(人/日)		

4 経営規模の報告

経営耕地	区分	面積 (a)	
	所有地		
	借入地		
作業受託	作目	作業内容	実績

5 地域のサポート体制について

	専属担当者 (経営・技術)	専属担当者 (営農資金)	専属担当者 (農地)
氏名又は 職名			

相談実績又は今後相談したいことについて

--

6 報告対象期間における交流会への参加について（どちらかにチェックする。）

	参加した	参加した回数	回
	参加しなかった		

交流会の内容 (対象者、実施内容など)	
------------------------	--

7 農業共済その他の農業関係の保険への加入状況について（どちらかにチェックする。）

	加入している
	加入していない

（「加入している」にチェックした場合は以下も記入する。）

加入している農業共済等の名称	
----------------	--

8 計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組

計画達成に向けた課題	改善策 (課題解決に向けた改善策を具体的に記入)	改善策の取組状況等 (改善策の取組状況、結果及び課題の解決状況を具体的に記入)

添付書類

- 1 作業日誌の写し
- 2 決算書及び確定申告時の青色申告決算書（白色申告者は、収支内訳書）の写し（7月の報告の際のみ添付する。）
※ 経営開始型の交付期間のみ添付する。
- 3 通帳及び帳簿の写し
※ 1回目の報告の際のみ添付する
- 4 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、契約書等の写し
（2回目以降の報告の際は既に提出している契約書の写しは省略することができる。）※親族からの農地が主で独立・自営就農し、農地の所有権を移転した場合は農地の契約書等の提出が必要。

別添1

作業日誌

	作	業	内	容	作	業	時	間	
月	1	日							
月	2	日							
月	3	日							
月	4	日							
月	5	日							
月	6	日							
月	7	日							
月	8	日							
月	9	日							
月	10	日							
月	11	日							
月	12	日							
月	13	日							
月	14	日							
月	15	日							
月	16	日							
月	17	日							
月	18	日							
月	19	日							
月	20	日							
月	21	日							
月	22	日							
月	23	日							
月	24	日							
月	25	日							
月	26	日							
月	27	日							
月	28	日							
月	29	日							
月	30	日							
月	31	日							
									合 計

別添2

決 算 書
(年 目 年 月 ~ 年 月)

			計 画	実 績	実 績 / 計 画
			a	b	b/a
農 業 収 入	(作目)	経 営 規 模			
		生 産 量			
		売 上 高			
	(作目)	経 営 規 模			
		生 産 量			
		売 上 高			
	(作目)	経 営 規 模			
		生 産 量			
		売 上 高			
	その他				
経 営 開 始 資 金					
収 入 計 ① (資金を除く)					
収 入 計 ② (資金を含む)					

			計 画	実 績	実 績 / 計 画
			a	b	b/a
農 業 経 営 費	原 材 料 費				
	減 価 償 却 費				
	出 荷 販 売 経 費				
	雇 用 労 賃				
支 出 計 ③					
【参考】設備投資 (内容、金額)					

農業所得計④ = ① - ③					
農外所得⑤		総所得 (資金含む) ② - ③ + ⑤			

第19号様式（第15条関係）

就農届（経営発展支援事業）

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住所

氏名

次のとおり就農しましたので、綾瀬市農業人材力強化総合支援事業補助金交付要綱第15条第2項第2号の規定により就農届を提出します。

就農日

年	月	日就農
---	---	-----

添付書類

- ・農地及び主要な農業機械・施設の一覧、契約書等の写し
- ・農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類
- ・通帳の写し

就農状況確認チェックリスト

確認対象者住所:			
確認対象者氏名:			
農業次世代人材投資資金（経営開始資金）交付の有無	有	・	無
就農状況報告対象期間:			
確認者所属・名前:			
確認日:	年	月	日

1 交付対象者への面談用 (これまでの状況について聞き取って下さい。)

ア 経営開始計画達成に向けた取組状況

a 経営規模について	①計画どおりの規模で経営している ・ ②概ね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない。
------------	---

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

b 生産量について	
[作物(畜種)名:]	①計画どおりの量を生産している ・ ②概ね計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない
[作物(畜種)名:]	①計画どおりの量を生産している ・ ②概ね計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない
[作物(畜種)名:]	①計画どおりの量を生産している ・ ②概ね計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

c 売上高について	
[作物(畜種)名:]	①計画どおりの売上を計上している ・ ②概ね計画どおりの売上を計上している ③計画どおりの売上げを得られていない。
[作物(畜種)名:]	①計画どおりの売上を計上している ・ ②概ね計画どおりの売上を計上している ③計画どおりの売上げを得られていない。
[作物(畜種)名:]	①計画どおりの売上を計上している ・ ②概ね計画どおりの売上を計上している ③計画どおりの売上げを得られていない。

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]

[改善策]

2 ほ場(現地)確認用

(確認期間中の状況について記載して下さい。)

ア 耕作すべき土地が遊休化されていないか

遊休化されている土地はない ・ 概ね遊休化されている土地はない ・ 遊休化されている土地がある

作付期間外である

イ 農作物を適切に生産しているか

適切に生産されている ・ 概ね適切に生産されている

適切に生産されていない土地がある。(管理が不十分で雑草が生い茂っている土地がある。) ・ 作付期間外である

3 書類確認用

(これまでの状況について記載して下さい。)

ア 農業従事日数

日、	時間
----	----

イ 帳簿の管理状況

適切に帳簿をつけている	・	帳簿をつけているが、一部、記帳されていないものがある	・	帳簿をつけていない
-------------	---	----------------------------	---	-----------

4 総合所見

--

第21号様式（第18条関係）

返還免除申請書

年 月 日

（宛先） 綾瀬市長

住 所

氏 名

農業次世代人材投資資金の返還の免除を受けたいので、綾瀬市農業人材力強化総合支援事業補助金交付要綱第18条の規定により返還免除申請書を提出します。

返還免除を申請する理由	
-------------	--

第 2 2 号様式（第 1 9 条関係）

年 月 日

様

綾瀬市長

返還免除審査結果通知書

綾瀬市農業人材力強化総合支援事業補助金交付要綱第 1 9 条の規定により交付金の返還免除について審査をした結果、次のとおり通知します。

1 決定区分

交付金の返還を免除することを 承認します ・承認しません

2 承認しない場合の理由